

介護保険料の通知書をお送りします

4月1日の世帯状況や今年度の市県民税額の確定に伴い、今年度の介護保険料の額を決定し、介護保険料納入通知書を7月中旬に送付します。

今年度からは、消費税引き上げに伴い公費による軽減措置の対象となる所得段階を第1段階から第3段階まで拡大しています。

所得段階	平成30年度		令和元年度		前年度からの差額
	保険料率	年額保険料	保険料率	年額保険料	
第1段階	基準額×0.45	34,020円	基準額×0.375	28,350円	△5,670円
第2段階	基準額×0.75	56,700円	基準額×0.625	47,250円	△9,450円
第3段階	基準額×0.75	56,700円	基準額×0.725	54,810円	△1,890円
第4段階	基準額×0.9	68,040円	基準額×0.9	68,040円	0円
第5段階	基準額	75,600円	基準額	75,600円	0円
第6段階	基準額×1.2	90,720円	基準額×1.2	90,720円	0円
第7段階	基準額×1.3	98,280円	基準額×1.3	98,280円	0円
第8段階	基準額×1.5	113,400円	基準額×1.5	113,400円	0円
第9段階	基準額×1.7	128,520円	基準額×1.7	128,520円	0円

災害による損害や病気、失業などによる収入の著しい減少により、保険料を納めることが困難になった場合、また、市民税非課税世帯で一定条件を満たすときは、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

子育て・長寿課 高齢者支援班
☎30・0234

高齢者福祉タクシー券をご利用ください

80歳以上の一人暮らしや、65歳以上の高齢者のみの世帯で暮らしている方に対して、1枚500円のタクシー券を1カ月あたり2枚交付しています。対象となる方でまだ交付を受けていない方は、代理の方による申請も受け付けていますので、ご利用ください。 ※詳しくはお問い合わせください。

子育て・長寿課 高齢者支援班
☎30・0234

医療費の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

病院受診時の医療費の支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」と、入院時の食事が減額される「標準負担額減額認定証」の有効期

後期高齢者健診が始まります

後期高齢者健診とは、後期高齢者医療保険に加入している方（75歳以上の方、もしくは65歳～74歳の後期高齢者医療保険に加入している方も含む）が対象の健康診断です。対象者には、6月中旬に受診券と案内を送付しています。受診の際には、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

- ◆受診の注意
 - ①午前に受診する場合、朝食は食べないこと。水は飲んでも構いません。
 - ②午後を受診する場合、朝食は軽く食べ、昼食は食べないこと。
 - ③尿検査があります。健診前のトイレは控えましょう。
- ◆費用 無料

健康ライフ課健康づくり班
☎30・0119

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、偏見をもたずさりげなく温かく、認知症の方や家族を見守る応援者です。秋には十和田・大湯地区で行います。 ◆日時 7月26日 10時～11時30分 ◆場所 花輪市民センター（コモッセ内）

健康ライフ課健康づくり班
☎30・0119

限は、7月31日困となっています。 ◆国保の方 更新を希望される場合は手続きが必要です。手続きは7月下旬以降に、市民課国保医療班または各支所でお願います。 ◆後期の方 新規に対象となる方のみ案内を郵送しますので、手続きをお願いします。更新となる方の手続きは不要です。

市民課国保医療班 ☎30・0222

後期高齢者医療

被保険者証が新しくなります

後期高齢者医療保険の被保険者証は8月1日困から「あずき色」に変わります。7月下旬に郵送しますので、8月1日困以降は新しい被保険者証をお使いください。適用認定証や減額認定証が更新になる方には被保険者証と一緒に送付しますので、忘れずに確認してください。

保険料の通知をお送りします

ご自分の保険料額や納付方法をご確認ください。 今年度の保険料率（昨年度と同率）
【均等割額】 39,710円
【所得割額】 基礎控除後の被保険者本人の総所得額×8・07%

7月の集団健診

特定健診、後期高齢者健診、30代さなまる健診

時間	13時30分～14時30分	場所
7月11日 日	八幡平市民センター	
7月30日 日	尾去沢市民センター	

- ◆対象 国保（40歳以上）の方、後期高齢者医療保険の方、社会保険などの保険加入者で受診券をお持ちの方、30歳～39歳で健康診断の機会のない方
- ◆持ち物 被保険者証、受診券、自己負担金（国保・後期高齢者以外）
- ※11日困は同会場で肺と大腸のがん検診も受診できます。こちらは有料になります。

健康ライフ課健康づくり班
☎30・0119

家族介護者交流会

介護者同士の交流や情報交換を通じて介護者の健康づくり・心身のリフレッシュを図ります。在宅で介護している方、介護経験のある方、介護について学びたい方など、どなたでも参加できます。（年6回開催） ◆日時 7月18日 10時～12時 ◆場所 花輪市民センター 研修室（コモッセ内）

健康ライフ課健康づくり班
☎30・0119

普通徴収の納付は口座振替が便利です

保険料の支払方法は、特別徴収（年金からの納付）と普通徴収（口座振替または納付書での納付）があります。 ◆口座振替での納付 納め忘れがなく納付の手間も省ける、便利で安心な口座振替がおすすです。

国保に加入したときに口座振替で納めていた方も、改めて口座振替の依頼手続きが必要になります。 ◆納付書での納付 全国のコンビニエンスストアのほか、東北管内のゆうちょ銀行（簡易郵便局含む）で納付できます。

保険料軽減措置について

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。 ◆均等割の軽減

世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計額	軽減割合
33万円以下	8・5割
うち被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）	8割
33万円+28万円×世帯の被保険者の数以下	5割
33万円+51万円×世帯の被保険者の数以下	2割

◆職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減 後期高齢者医療制度に加入する前日に、職場の健康保険などの被扶養者で

◆内容 介護経験者との情報交換や心と体の癒し、セラピー効果のあるハンドマッサージを行います。

健康ライフ課介護予防班
☎30・0103



介護保険制度説明会

- ◆日時 7月19日 10時～11時
- ◆場所 福祉保健センター 団体活動室

子育て・長寿課 高齢者支援班
☎30・0234

7月の献血車訪問

とき	受付時間	ところ
4日 日	13時45分～15時30分	福祉保健センター
24日 日	9時～10時	東北電力(株)鹿角電力センター
	10時45分～12時	(有)プレ・テック
	14時～16時30分	鹿角中央病院

* 400ミリリットル献血にご協力をお願いします。輸血患者の副作用軽減につながります。